

住居表示実施による

会社・法人などの変更登記の手引

「もくせいの杜一丁目～三丁目」

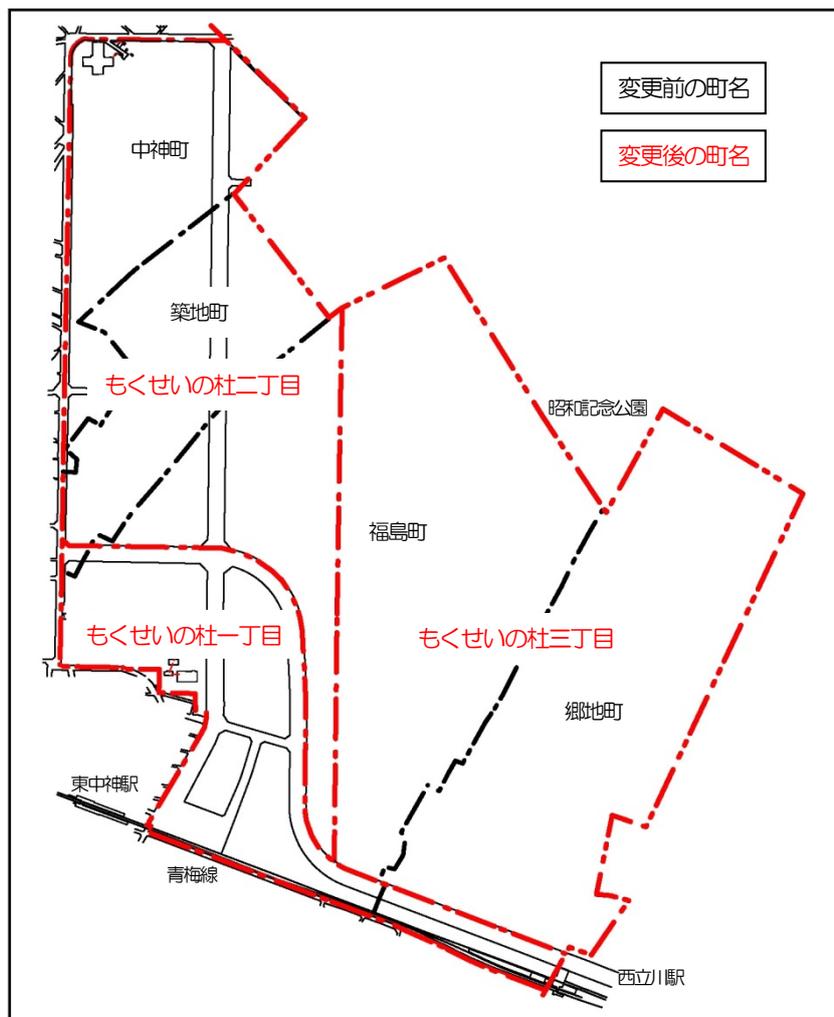
平成28年4月1日施行

昭 島 市

はじめに

「住居表示に関する法律」の制定を受けて、昭島市も昭和 39 年に「昭島市住居表示に関する条例」を制定し、昭和 40 年の朝日町などの住居表示実施以降、順次、住居表示事業を進めてきました。このたび、昭島市北東部の立川基地跡地周辺地区につきましても、住居表示が実施されることになりました。これにより、対象区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店、主たる事務所（以下「本店等」という）、支店、従たる事務所（以下「支店等」という）の住所（所在地）が変更されます。住所の変更に伴い、商業登記簿や所有不動産の変更登記などを行う必要がありますので、この冊子を御参照の上、必要な手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、本市が発行する「住居表示証明書」を添付すれば、免除されます。



住居表示実施日は **平成 28 年 4 月 1 日（金）** です。

～目 次～

1	今回お届けするもの	1
2	住居表示が実施されると	2
3	住所変更後の手続き	3
4	「住所変更のお知らせ用はがき」について	6
5	登記に関する注意事項	7
6	本店等の所在地の表示が変更になった場合	8
7	支店等の所在地の表示が変更になった場合	9
8	会社等が所有する不動産等について	10
	各申請書の記載例	11

1 今回お届けするもの

住居表示の実施に伴い、下記の関係書類を各事業所にお届けします。

(1) 会社・法人などの変更登記の手引
この冊子です。

(2) 住居表示通知書 1枚
新しい住所をお知らせするものです。
住居表示実施に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できます。

※ 住居表示証明書（10枚）は、住居表示実施日以後、配布いたします。

(3) 住所変更のお知らせ用はがき
新しい住所を関係者や取引先にお知らせするための、無料のはがきです。
6頁の「住所変更のお知らせ用はがきの記載例」に従い、必要事項を記入し、
投函又は郵便局に持参してください。

※ 配布枚数は50枚です。
不足する場合は、昭島郵便局 第二集配営業部に御相談ください。
住 所 〒196-8799 昭島市松原町一丁目9番31号
電 話 042-546-0605

(4) 新旧対照案内図
新住所と旧住所の対照図です。

(5) 登記申請書
会社変更登記申請書（本店の変更）及び不動産登記申請書をお配りいたします。

2 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、会社等の住所と郵便番号が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

例：「変更前」 昭島市 福島町〇〇〇〇番地〇

↓

「変更後」 昭島市 もくせいの杜〇丁目 〇番 〇号

(2) 郵便番号は以下のとおり変わります。

〒196-0035 (もくせいの杜一丁目～三丁目)

3 住所変更後の手続き

住居表示の実施により、市役所・法務局で自動的に書き換えるものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものがあります。

それぞれ、主なものを記載しましたので、該当する項目を御確認ください。

(1) 手続きの必要がないもの

市役所・法務局が職権で書き換える主なもの

市 役 所	法人市民税課税台帳 原動機付自転車所有者台帳 小型特殊自動車所有者台帳	市役所にある公簿類の会社等の住所は、市役所で新しい住所に書き換えます。
法 務 局	不動産登記簿（土地・建物）	表題部の所在欄は、法務局で書き換えます。 ※ただし、所有者欄の名義人などの住所は申請がないと変更されません。詳しくは10頁を参照してください。

☆NHK、固定電話（NTT）、電気（東京電力）、ガス（昭島ガス）、水道（昭島市水道部）についても住所変更の手続きは必要ありません。

ただし、カッコ内の事業者以外と契約している場合は、契約している事業者に御確認ください。

(2) 平成28年4月1日以降に住所変更の手続きをしていただく主なもの

件名	申請先・届出先（電話）	手続き期限	必要書類等
会社等の所在地の変更登記	東京法務局立川出張所 立川市緑町4番地2 (立川地方合同庁舎6階) 042-524-2716 他、本店・支店等の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	①登記申請書 ②住居表示証明書 ③印鑑(法務局届出の代表取締役印) ④委任状(代理人による場合)
軽二輪自動車(126cc～250cc)の住所変更	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北三丁目30番3号 050-5540-2033 (テレホンサービス)	変更日以降お早めに手続きをお願いします。	①住居表示証明書又は住居表示通知書 ②自賠責保険証 ③軽自動車届出済証 ④印鑑(認印) ※使用者と所有者が異なる場合、それぞれの印鑑が必要です。詳しくは左記事務所へお尋ねください。
普通自動車 小型自動車 小型二輪自動車(251cc以上)及び大型特殊自動車の住所変更			①住居表示証明書又は住居表示通知書 ②車検証 ③印鑑(認印) ※詳しくは左記事務所へお尋ねください。
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町三丁目16番22 050-3816-3104 http://www.keikenkyo.or.jp	変更日以降お早めに手続きをお願いします。	①住居表示証明書又は住居表示通知書 ②車検証 ③使用者と所有者の印鑑(個人の場合は認印で可、法人の場合は代表者印が必要です。)
不動産(土地・建物)所有者の住所変更登記	東京法務局立川出張所 立川市緑町4番地2 (立川地方合同庁舎6階) 042-524-2716 他、土地・建物の所在地を管轄する法務局	手続きに期限はありませんが、売買・贈与・抵当権設定などの際には変更が必要となります。	①登記申請書 ②住居表示証明書 ③印鑑(法務局届出の代表取締役印)
抵当権者などの住所変更登記			
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条列に定めるところ	お手数ですが、各関係機関にお問い合わせの上、手続きをお願いします。	
その他	上記のほか、法令等により住所変更の届け出が必要なものは、それぞれお手続きをお願いします。また、取引されている銀行、保険会社などにも御確認ください。		

- ・自動車、オートバイ等の住所変更に伴う**検査証記入申請用紙代**は御負担ください。
- ・各種申請手続きの際に、業者等に代行をお願いする場合に発生する費用は御負担ください。

**※手続き等で御不明な点は、
各申請先・届出先にお問い合わせください。**



4 「住所変更のお知らせ用はがき」について

新しい住所を関係者や取引先にお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を日本郵便（株）より提供していただいております。

下記の記載例の要領で御記入の上、同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局又はポストにお出してください（切手を貼る必要はありません。）。

なお、50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、**昭島郵便局（電話 042-546-0605 第二集配営業部）**に御相談ください。

郵便はがき

196-8511

昭島市田中町 丁目 番 号

(株)昭島 様

昭島市松原町1丁目9番31号 昭島郵便局

042-546-0605

通信事務郵便(依頼信)

(記載例：お知らせ用はがき～表)

※ 表には郵便番号と新住所をお伝えする方の住所と名称のみ御記入ください。

（住居番号変更通知）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、このたび住居番号の改正がございまして、あなた様のお知り合いの次の方の住所の名称が平成28年4月1日から次のように変更になりましたので大変恐縮ではございますが、今後郵便物をお出しいただく際は新名称を御記入してくださいませすようお願い申し上げます。

敬具

一、新住所名称
郵便番号 196-0035
昭島市もくせい社 一丁目 三番 五号

一、御氏名 (株)昭島

~~先日はありがとうございました。よろしくお願いたします。~~

(記載例：お知らせ用はがき～裏)

※ 住所と名称以外の記入があると無効になってしまい、配達されませんので御注意ください。

※ 住所と会社等の名称のみ御記入ください。

5 登記に関する注意事項

- ・ 登記の手続きには、「住居表示証明書」のほか「登記申請書」が必要です。
 - ・ 登録免許税は、「住居表示証明書」を添付すれば免除されます。
 - ・ 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして、必要事項を記入し管轄の法務局へ提出してください。
 - ・ 紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
 - ・ 文字は、パソコン（ワープロ）で作成するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
 - ・ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付してください。
- ※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、法人登記については不要です。
- ・ 申請書の参考様式は法務局のホームページからダウンロードできます。
法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

○登記に関するお問い合わせ

東京法務局 立川出張所

〒190-8524 立川市緑町4番地2
電話 042-524-2716（代表）

東京法務局立川出張所の管轄区域は、
立川市、昭島市、日野市、武蔵村山市、
東大和市、国分寺市、国立市の7市です。

6 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

昭島市内の本店所在地の管轄法務局は、東京法務局立川出張所です。「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住居表示証明書」を添付して、東京法務局立川出張所へ提出してください。

※郵送での申請も可能です。封筒の表に「法人登記申請書在中」と記載の上、下記の宛先に書留郵便で送付してください。

東京法務局立川出張所 〒190-8524 立川市緑町 4-2 (立川地方合同庁舎 6 階)
電話 042(574)2716 (代表)

※支店等が東京法務局立川出張所の管轄外にある場合で、上記の申請書に「支店所在地とそれを管轄する法務局名」「支店所在地での登記すべき事項」を記入し、手数料として支店所在地を管轄する法務局 1 庁当たり 300 円の収入印紙を貼れば、1 回の申請で全ての法務局での登記が完了します（これを本支店一括申請といいます）。

（登録免許税は免除されますが、前述の手数料は必要です。）

(2) 参考例

①支店等がない場合の例

昭島市福島町 1090 番地 1 にある「〇〇株式会社」の所在地が、昭島市もくせいの杜一丁目 3 番 5 号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。（記載例 1（11 頁）参照）

ア 必要書類	変更登記申請書	1 通
	本店の住居表示証明書	1 通
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2 週間以内	
エ 申請書提出先	東京法務局立川出張所	

②支店等がある場合の例

昭島市福島町 1090 番地 1 にある「〇〇商事株式会社」の本店所在地が、昭島市もくせいの杜一丁目 3 番 5 号に変更となり、東京法務局立川出張所の管轄外の横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号に「〇〇商事株式会社横浜支店」の登記がされている場合の手続き（本支店一括申請）は次のとおりです。

＜本店における手続き＞（記載例 2（12 頁）参照）

手続きに必要な書類と申請書提出先は①と同じです。

手数料（300 円）の収入印紙を申請書に貼ってください（記載例 4（14 頁）参照）

※収入印紙には割印をしてはいけません。

＜支店における手続き＞

東京法務局立川出張所での登記完了後、横浜地方法務局へ通知書が送信され、横浜地方法務局での登記が完了します。

※本店・支店とも東京法務局立川出張所の管轄内にあり、本店のみ今回の住居表示変更区域内にある場合は、その支店における手続きの必要はありません。

7 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

- ・「変更登記申請書」と「住居表示証明書」を本店所在地を管轄する法務局に提出します。
- ・本店が東京法務局立川出張所の管轄外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、東京法務局立川出張所での支店変更登記も完了します。
- ・手数料は300円です。

(2) 参考例

さいたま市〇〇区〇〇町〇番〇号に本店がある「△△株式会社昭島支店」の所在地が昭島市福島町1090番地1から、昭島市もくせいの杜一丁目3番5号に変更になった場合の手続き（本支店一括申請）は次のとおりです。

<本店における手続き>（記載例3（13頁）参照）

ア 必要書類	<u>変更登記申請書</u>	1通
	支店の <u>住居表示証明書</u>	1通
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	本店所在地管轄法務局（さいたま地方法務局）	
オ 登記手数料	300円	

手数料（300円）の収入印紙を申請書に貼ってください。（記載例4（14頁）参照）

※収入印紙には割印をしてはいけません。

<昭島市にある支店における手続き>

さいたま地方法務局での登記完了後、東京法務局立川出張所へ通知書が送信され、東京法務局立川出張所での登記が完了します。

※本店・支店とも東京法務局立川出張所の管轄内にあり、支店のみ今回の住居表示変更区域内にある場合は、東京法務局立川出張所への手続きで完了します。

8 会社等が所有する不動産等について

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

(1) 手続き

「登記申請書」に必要事項を記載し、「変更を証する書面」を上記申請書に添付して、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

※申請書には会社法人等番号（12ケタ）を記載してください。

(2) 参考例

昭島市福島町1090番地1にある「〇〇株式会社」の所在地が昭島市もくせいの杜一丁目3番5号に変更になり、かつ不動産を所有している場合、手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

1. 本店の所在地変更手続き（8頁参照）

※必ず会社等の変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。

2. 所有不動産の「名義人住所」の変更手続き（記載例5（15頁）参照）

ア 必要書類	登記申請書	1通
	住居表示証明書	1通
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	期間の定めはありません。	
エ 申請書提出先	不動産を管轄する法務局（支局、出張所）	

<記載例1>本店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例

会社変更登記申請書

- 1 商号 ○○株式会社（※登記されている会社の名称）
- 1 本店 東京都昭島市福島町1090番地1（※本店の変更前の所在地）
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店の変更
- 1 登記すべき事項
平成28年4月1日住居表示実施
変更後の本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号（※変更後の所在地を記入）
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 添付書類 変更証明書 1通（※住居表示証明書を添付）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日（※法務局への提出日を記入）
申請人 本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号
商号 ○○株式会社（※会社の名称）
代表取締役 住所 東京都昭島市田中町〇丁目〇番〇号
氏名 昭島 一郎 印（※法務局届出の代表取締役印）
連絡先の電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
会社法人等番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

東京法務局立川出張所 御中

<記載例2>本店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例
(本支店一括申請)

会社変更登記申請書

- 1 商号 ○○商事株式会社 (※登記されている会社の名称)
- 1 本店 東京都昭島市福島町1090番地1 (※本店の変更前の所在地)
- 1 支店 神奈川県横浜市○○区○○町○番○号 (横浜地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店の変更
- 1 登記すべき事項
(本店所在地法務局)
平成28年4月1日住居表示実施
本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号 (※本店の新所在地を記入)
(支店所在地法務局)
平成28年4月1日住居表示実施により
本店 東京都昭島市福島町1090番地1 を
東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通 (※住居表示証明書を添付)

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 (※法務局への提出日を記入)

申請人 本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号 (※本店の新所在地)
商号 ○○商事株式会社 (※会社の名称)
代表取締役 住所 東京都昭島市田中町○丁目○番○号
氏名 昭島 二郎 印 (※法務局届出の代表取締役印)
連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○
会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○

東京法務局立川出張所 御中

<記載例3>支店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例
(本支店一括申請)

会社変更登記申請書

- 1 商号 △△株式会社（※登記されている会社の名称）
- 1 本店 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇番〇号
- 1 支店 東京都昭島市福島町1090番地1（東京法務局立川出張所管轄）
- 1 登記の事由 住居表示実施による支店の変更
- 1 登記すべき事項
(本店所在地法務局)
 平成28年4月1日住居表示実施による支店番号1の
 東京都昭島市福島町1090番地1の支店の変更（※支店の旧所在地）
 変更後の支店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号（※支店の新所在地）
(支店所在地法務局)
 平成28年4月1日住居表示実施により
 東京都昭島市福島町1090番地1の支店を
 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通（※住居表示証明書を添付）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日（※法務局への提出日を記入）
申請人 本店 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇番〇号
 商号 △△株式会社
代表取締役 住所 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇番〇号
 氏名 昭島 三郎 印（※法務局届出の代表取締役印）
 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

さいたま地方法務局 御中（※又は申請書を提出する法務局）

<記載例4> 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



(注) 収入印紙には割印をしないで貼ってください。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

<記載例5>昭島市福島町地内の土地・建物を所有している〇〇株式会社の所在地の表示が昭島市もくせいの杜一丁目3番5号に変更になった場合。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成28年4月1日住居表示実施

変更後の事項 本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号

申請人 本店 東京都昭島市もくせいの杜一丁目3番5号
商号 〇〇株式会社

代表取締役 住所 東京都昭島市田中町〇丁目〇番〇号
氏名 昭島 一郎 (印) (※法務局届出の代表取締役印)
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

添付書類 会社法人等番号 変更証明書 (※住居表示証明書を添付)

平成 年 月 日申請

会社法人等番号を
記入してください。

東京法務局立川出張所 御中

登録免許税 登録免許税法5条第4号により免除

不動産の表示

所在地 東京都昭島市福島町
番 1090番1
地目 宅地
地積 234.50m²

所在地 東京都昭島市福島町1090番地1
家屋番号 1090番1
種類 事務所
構造 木造 スレート葺2階建
床面積 1階 123.50m²
2階 95.58m²

お問い合わせ

昭島市役所 市民部 市民課 市民係

電話 042-544-5111 内線 2025

〒196-8511 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号